（給与年額相当額に係る経過措置）

第四条　若年定年退職者（法第二十七条の二に規定する若年定年退職者をいう。）でその退職の日において平成二十六年防衛省給与改正法附則第八条の規定による俸給を受けていたものに係る新令第二十四条第一号の規定の適用については、同号中「受けるべき俸給月額」とあるのは、「受けるべき俸給月額（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十五号）附則第八条の規定による俸給の額を含む。）」とする。

（委任規定）

第五条　前三条に定めるもののほか、この政令の施行に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

防衛大臣　中谷　元

内閣総理大臣　安倍　晋三

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十三号

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三十八号を第三十九号とし、第十九号から第三十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　広域的運営推進機関

附　則

この政令は、電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第十三号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十七条第四項及び第二十九条第五項の規定に基づき、並びに同法及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十四条」に、「第十六条―第二十条」を「第十五条―第十九条」に、「第二十一条―第三十六条」を「第二十条―第三十四条」に、「第三十七条―第四十一条」を「第三十五条―第三十九条」に、「第四十二条―第五十二条」を「第四十条―第五十六条」に、「第五十三条―第五十四条」を「第五十七条」に、「第五十五条」を「第五十八条―第八十五条」に、「第五十六条―第八十二条」を「第八十六条―第百六条」に、「第八十三条―第百三条」を「第百七条―第百二十六条」に、「第百四条―第百二十三条」を「第百二十七条―第百五十三条」に、「第百五十四条」を「第百二十四条―第百五十条」に、「第百五十四条―第百六十三条」を「第百五十一条―第百六十条」に、「第百六十四条」を「第百六十一条」に改める。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条から第十二条までを一条ずつ繰り上げ、第十三条の前に次の一条を加える。

（厚生管理室）

第十二条　長官官房給与厚生課に、厚生管理室を置く。

2　厚生管理室においては、令第十一条第三号から第七号までに掲げる事務のうち警察職員の健康の保持増進及び安全の確保に関する事務をつかさどる。

3　厚生管理室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、厚生管理室の事務を掌理する。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とする。

第二章第一節第二款中第十六条を第十五条とし、第十七条から第二十条までを一条ずつ繰り上げる。

第二章第一節第三款中第二十一条を第二十条とし、第二十二条から第二十九条までを一条ずつ繰り上げる。

第三十条第二項中「総括分析官及び」を削り、同条を第二十九条とする。

第三十一条を第三十条とし、第三十二条を削り、第三十三条を第三十一条とし、第三十四条から第三十六条までを二条ずつ繰り上げる。

第二章第一節第四款中第三十七条を第三十五条とし、第三十八条から第四十一条までを二条ずつ繰り上げる。

第二章第一節第五款中第四十二条を第四十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（危機管理室）

第四十一条　警備局警備企画課に、危機管理室を置く。

2　危機管理室においては、令第三十七条第一号及び第三号に掲げる事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。）に関する事務並びに同条第六号に掲げる事務をつかさどる。

3　危機管理室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、危機管理室の事務を掌理する。

第四十三条を第四十二条とし、第四十四条を削り、第四十五条を第四十三条とし、第四十六条を削り、第四十七条を第四十四条とし、第四十八条を第四十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特殊警備対策官）

第四十六条　警備局警備課に、特殊警備対策官一人を置く。

2　特殊警備対策官は、命を受け、令第三十九条第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事務のうち重大テロリズム（国際関係に重大な影響を与え、国の重大な利益を著しく害し、又は多数の者の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じるおそれのあるテロリズムをいう。）に係る事案及び原子力災害警備その他原子力災害対策に関する事務、同条第三号及び第四号に掲げる事務並びに同条第五号に掲げる事務のうち原子力災害警備に関する事務をつかさどる。

第四十九条を第四十七条とし、第五十条から第五十二条までを二条ずつ繰り上げる。